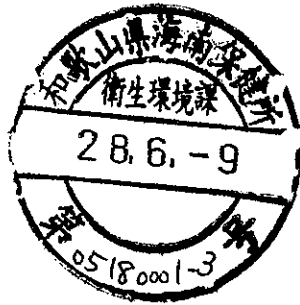


産業廃棄物処理計画書

平成28年 6月 日

和歌山県知事 殿



提出者 和歌山ノーキョー食品工業 株式会社
 住 所 和歌山県和歌山市美園町五丁目1番地の1

氏 名 代表取締役社長 柏木 章宏

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 073-483-6215

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	和歌山ノーキョー食品工業 株式会社 海南工場
事業場の所在地	和歌山県海南市日方新浜1294番地
計画期間	平成28年4月1日～平成29年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	10 飲料・たばこ・飼料製造業（清涼飲料製造業）
②事業の規模	資本金1億3千万円(会社全体)・製造品出荷額150億円
③従業員数	海南工場115名・他協力会社社員198名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	製造工場 → 分類 → 廃プラ → 保管 → 中間処理委託 → 廃油 → 保管 → 中間処理委託 → 動植物性残渣 → 保管 → 再生(堆肥)利用委託 → ガラス屑 → 保管 → 中間処理委託 → 木屑 → 保管 → 中間処理委託 → 汚泥 → 保管 → 中間処理委託

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

現場担当者（産業廃棄物保管管理）→管理課係長（産業廃棄物・有価物出荷手配及びマニフェスト管理）→管理課課長→海南工場次長→海南工場長→経営企画部長（産業廃棄物運搬・積み替え保管・最終処分業者契約管理）

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（平成27年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	別紙の通り
	排出量	
	（これまでに実施した取組） 緑茶等の脱水処理を行い植物性残渣の減量を図った。	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	別紙の通り
	排出量	
	（今後実施する予定の取組） 脱水設備により植物性残渣の減量に取り組む。	

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） プラスチック類については廃プラスチックと有価物に分別を実施。
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 植物性残渣及び廃プラスチック類の割合が多いため、有効利用と分別の強化に取り組むを行う。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項	
①現状	【前年度（平成27年度）実績】
	産業廃棄物の種類
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量
	（これまでに実施した取組） 自ら直接再生利用はなし。
②計画	【目標】
	産業廃棄物の種類
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量
	（今後実施する予定の取組） 自ら直接再生利用は行わない。
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項	
①現状	【前年度（平成27年度）実績】
	産業廃棄物の種類
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量
②計画	【目標】
	産業廃棄物の種類
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量
（今後実施する予定の取組） 今期については穀物系の脱水を検討し、動植物性残渣の排出量削減に取り組む。	

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項		
①現状	【前年度（ 27 年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	別紙の通り
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	
	（これまでに実施した取組） 自ら埋立処分又は海洋投入処分はなし。	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	別紙の通り
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	
	（今後実施する予定の取組） 自ら埋立処分又は海洋投入処分は行わない。	
産業廃棄物の処理の委託に関する事項		
①現状	【前年度（ 27 年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	別紙の通り
	全処理委託量	
	優良認定処理業者への処理委託量	
	再生利用業者への処理委託量	
	認定熱回収業者への処理委託量	
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者	
（これまでに実施した取組） 委託処理業者については現地確認を実施（処理状況、管理状態、周辺の状況を確認）。		

②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり
	全処理委託量	
	優良認定処理業者への処理委託量	
	再生利用業者への処理委託量	
	認定熱回収業者への処理委託量	
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		
	(今後実施する予定の取組) 委託処理業者先の産業廃棄物処理状況の確認と共に再生利用可能な廃棄物の情報収集を行う。	
※事務処理欄		

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

今年度【平成28年度】目標

名称	廃プラスチック		ガラスくず		廃油		動植物性残渣		木くず		汚泥		合計	
	目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値
産業廃棄物の種類														
排出量														
自ら再生利用する量	350.00	325.50	8.00	8.00	1.20	0.00	5,000.00	4,312.00	8.00	9.28	70.00	0.00	5,437.20	4,654.78
自ら熱回収する量													0.00	0.00
自ら中間処理により減量する量							4,000.00	3,254.31					0.00	0.00
自ら理立処分又は海洋投棄処分する量													4,000.00	3,254.31
全処理委託量													0.00	0.00
優良認定処理業者への処理委託量													1,437.20	1,396.24
再生利用者への処理委託量	350.00	321.27	8.00	8.00	1.20	0.00	1,000.00	1,057.69	8.00	9.28	70.00	0.00	0.00	0.00
認定熱回収業者への処理委託量													1,009.20	1,066.97
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量													0.00	0.00
													0.00	0.00
													0.00	0.00
													0.00	0.00
													0.00	0.00
													0.00	0.00
													0.00	0.00
													0.00	0.00
													0.00	0.00
													0.00	0.00
													0.00	0.00
													0.00	0.00
													0.00	0.00
													0.00	0.00
													0.00	0.00
													0.00	0.00
													0.00	0.00
													0.00	0.00
													0.00	0.00
													0.00	0.00
													0.00	0.00

(注1)トン未満は原則として四捨五入、ただし、数字が有効であれば小数点以下3桁まで記載は可。

